

国民年金からのお知らせ

誕生日が来たときの現況届

12月生まれの方から原則 現況届が不要となります

現在、国民年金を受給している方は、毎年1回、現況届を提出しなければなりません。12月生まれの方から住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、現況を確認するため現況届の提出が不要になります。

ただし、次の方は現況届の提出が必要です。

- ① 社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方
- ② 外国籍（外国人登録）の方
- ③ 外国に居住している方
- ④ 無拠出の障害年金（20歳前



障害等）を受給している方
また、次の場合は、現況届以外の届が引き続き必要です。
① 加給年金額を受けている場合は「生計維持確認届」

② 障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要なきとき

※提出が必要な書類は、社会保険業務センターから受給者の皆さんへ送付されます。

※12月生まれの方から住民票コード収録通知が發送されます。

国民年金給付裁定請求書等の 受付窓口について

国民年金給付または死亡届などの受付窓口は、加入状況によって異なります。添付書類などを市役所でお取りいただいたから、社会保険事務所へ提出しなければならぬ場合もあります。

詳しくは社会保険事務所が必要書類を確認の上、受付窓口へ提出ください。なお、受付窓口は次のとおりです。



■老齢基礎年金

被保険者の加入状況	受付窓口
第1号被保険者期間のみ	市役所および各総合支所
第1号被保険者期間+合算対象期間	社会保険事務所
第2号被保険者期間がある方	
第3号被保険者期間がある方	市役所および各総合支所
旧老齢年金	
旧通算老齢年金	

※国民年金加入者のことを被保険者といひ、職業などにより3種類に分類されます。

■障害基礎年金

初診日の加入状況	受付窓口
第1号被保険者	市役所および各総合支所
第2号被保険者	社会保険事務所
第3号被保険者	
未加入（20歳未満）	市役所および各総合支所
未加入（60歳以降）	

・第1号被保険者とは：日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・無職・学生などの方
 ・第2号被保険者とは：厚生年金保険や共済組合に加入している方（会社員・公務員など）
 ・第3号被保険者とは：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）

■未支給年金・死亡届・障害基礎年金等の額改定

種 別	受 付 窓 口	
未支給年金 (死亡届)	老 齢 基 礎 年 金	社会保険事務所
	障 害 基 礎 年 金	市役所および各総合支所
	遺 族 基 礎 年 金	
	寡 婦 年 金	
	旧 老 齢 年 金	社会保険事務所
	旧 通 算 老 齢 年 金	
	旧 障 害 年 金	
障 害 基 礎 年 金 の 額 改 定	市役所および各総合支所	
旧 障 害 年 金 の 額 改 定		

■遺族基礎年金

死亡日の加入状況	受 付 窓 口
第 1 号 被 保 険 者	市役所および各総合支所
第 2 号 被 保 険 者	社会保険事務所
第 3 号 被 保 険 者	
未 加 入 (60歳以降)	
老 齢 基 礎 年 金 の 受 給 資 格 を 満 た し て い る 者	

■寡婦年金・死亡一時金・特別一時金

種 別	受 付 窓 口
寡 婦 年 金	市役所および各総合支所
死 亡 一 時 金	
特 別 一 時 金	

兵庫社会保険事務局豊岡
事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり
時間延長します。

なお、お越しの際には、年
金手帳など基礎年金番号のわ
かるものを持参ください。

●12月9日(土)は

午前9時30分～午後4時

●12月4日(月)・11日(月)・

18日(月)・25日(月)は

午前8時30分～午後7時

「ねんきんダイヤル」を
利用ください

年金に関する相談に、ねん
きんダイヤルを利用ください。

●受付時間

午前8時30分～午後5時15

分(土・日・祝日を除く)

●相談電話番号

▽年金請求などの年金相談

☎0570-0511165

▽年金を受給中の方の相談

☎0570-0711165

《問合せ》

▽兵庫社会保険事務局豊岡

事務所 ☎22-3196

▽市民課市民係または各総

合支所市民生活課

不動産公売の
お知らせ

公売期日
平成19年
2月5日(月)

所在地	日高町名色
地目	畑
地積	247.00㎡
見積価格	230,000円
公売保証金	30,000円

▽公売対象物件 1件

▽参加資格 国税徴収法で規

定される例外を除き、成人
の方であれば原則としてど
なたでも参加できます。た
だし、農業委員会が発行す
る買受適格証明等の提出が
必要です。

▽入札当日の持ち物

・印鑑(法人の場合は代表者
の印鑑)

・公売保証金

・法人の場合、代理人により
入札される場合には、ほか
にも書類が必要です。

◎注意事項

・公売財産については、あら
かじめ現況・関係公簿等を
十分に確認してください。

・事情によって公売を中止す
る場合があります。

・物件に瑕疵があっても市は
その責任を負いません。

・その他、詳細については、

税務課収税係へ問い合わせ

ください。

▽問合せ 税務課収税係

3時

▽買受代金納付期限

平成19年2月12日(月)午後

3時